



“お早ようございます、元気よくあいさつする子どもたち —— 醇風小学校にて ——

あいさつは

人間ふれあいの

潤滑油

「おはよう」、一日の活動がこの言葉から始まります。それは、家庭のなかでも職場でも同様のことです。

ところが、この基本的なあいさつすらできない人間が多くなりました。機械文明の複雑な機構のなかで、人間性を失ったとでもいうのでしょうか、それとも、合理性という鑄型にはまった、一片の肉片となったからでしょうか。

どんなに社会が進歩しても、人のふれ合いなしでは生きられない私たちだとすれば、このふれあいを、よりこころよいものにする潤滑油として、あいさつを大切にしたいものです。



# 二十六万円を二十八万円に

障害者の非課税限度額の引上げ

五月二十四日、一日間の会期で臨時市議会が開かれ、つぎの二つの議案が提案され、審議、可決されました。

## 臨時市議会

一、四十三年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算  
(おもな内容)

昭和四十一年一月から実施した全加入者七割給付と、昨年十二月の改正による医療費の増高に加えて、四十二年度の療養給付費国庫負担金が未交付となっているなどのため、四十二年度決算見込額で五千百万円の累積赤字が予想されるため、四十三年度の療養給付費国庫負担金、財政調整交付金などの歳入を繰り上げて補てんをしたもので、補正後は総額五億四〇七万六千円の予算額となります。

二、市税条例の一部改正

(おもな内容)

障害者等(障害者・老年者・寡婦・未成年者)の非課税限度額を、二十六万円から二十八万円に、また、軽自動車税で、原付自転車等の月別課税を年税制度にすること。



### 中国市議会議長会

#### 超過負担の解消など協議

五月七・八・九日の三日間、第四十二回中国市議会議長会が、市民会館で開催されました。

この議長会は、鳥取市では初めてのことで、中国四十六都市から約二百人が集まり、国民健康保険財政の強化促進、補助事業の超過負担解消等二十二の議案について審議し、全国議長会をとおして、国に要望する事項について話し合われました。

## 市民の声をより多く

### 婦人代表が市報の検討会

広報係では、五月二十三日、市役所会議室に婦人代表八人にお集りいただき、よりよい広報紙「とっとり市報」づくりのための検討会を開きました。

とっとり市報は、昭和二十七年一月創刊以来、市民の方々と市役所を結ぶ唯一の重要なパイプとして、毎月無料で各世帯に配布しておりますが、それだけに市報のもつ意義は大きなものがあります。そこで係では、できるだけ市報が市民の方々に親しまれ、愛されるようにと、いろいろ工夫していますが、今回の検討会はその一環として、市報発行以来初めての試みとして、読者の立場にある婦人代表の方々にお集まりいただき、現在のとっとり市報のスタイル、内容等について、他市の広報紙も参考にしながら、市民の広報紙も参考にしながら、きたんのない「なまの声」を聞かせていただきました。

会はなごやかなうちにも鋭い意見をたくさんいただきました。なお、検討会でのおもな意見は

#### 規格について

○紙質はできるだけ白い方がよいが、他市と比較すると大抵いい方だ

○市報の大きさは、従来通りでよい  
○「とっとり市報」の題字をもう少し大きくしては

#### 内容について

○表紙写真、カット等については、季節感を大いに出した方がよい

○市役所のおもな行事欄を設けては

○かこいものが少し多いような気がする、紙面の大きさを考慮のうえなるべくすっきりしたものにする

#### 配布について

○市からのお知らせばかりでなく、市民をできるだけ多く登場させるその一方法として、だれかに毎月市政に対する意見や鳥取市の姿について投稿してもらおう

○市民会館だよりは楽しみだ  
○紙上御礼の活字はもっと大きくしては

最近はいぶんよくなったが一時は来たり、米なかったり、また非常に遅れたり、いくら金をかけた広報紙でも、配布されなかったり、遅れたりすれば何の役にもたない。もっと配布組織の充実を考えてもらいたい



広報紙検討会

#### 出席者(五十音順)

小 谷 名 香 さん  
小 山 ちよ さん  
白 岩 久 代 さん  
中 本 春 子 さん  
谷 本 文 子 さん  
中 島 文 子 さん  
浜 本 春 子 さん  
前 田 綾 子 さん  
萩 田 ひさ さん

係では、このような貴重な意見や批評を、前進への足がかりとして、よりよい広報紙づくりに精進するよう心を新たにしました。

# 春の叙勲受章者

## 八氏を招き合同祝賀会

市、市議会、商工会議所が主催して、本市関係の春の叙勲受章者八氏を招き、五月十七日、農協会館で合同祝賀会を開きました。

なお、当日会場には約二百人の方々が参加して盛大に受章者を祝福しました。

### 受章された方々

勲五等双光旭日章	網師 銀蔵氏(七一歳)	賀露
勲五等双光旭日章	土井 象次氏(七〇歳)	吉方二丁目
勲五等瑞宝章	清水良太郎氏(八〇歳)	吉方二丁目
勲五等瑞宝章	吉村 信義氏(七五歳)	立川四丁目
勲五等瑞宝章	中野 久子氏(七〇歳)	戎町
勲七等瑞宝章	山本 九八氏(七〇歳)	中町
勲七等瑞宝章	福井 久男氏(七〇歳)	古海
勲七等瑞宝章	伊次 富恵氏(五六歳)	立川一丁目



叙勲受章者の合同祝賀会風景

# 建設日記

南中と倉田中の統合校舎として、新袋川の駅寄りに市では初めての四階建ての校舎(16教室)を完成しました。今年度はさらに約8千万円をかけ17教室などを整備することになっています。



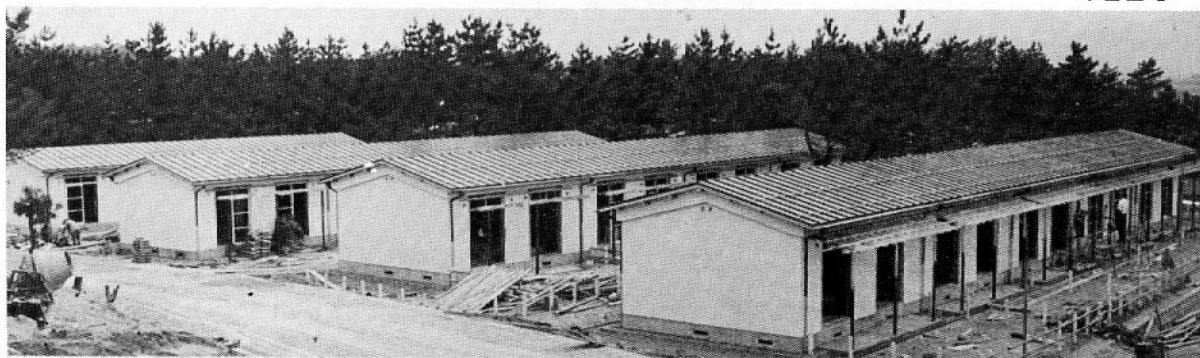
南中新校舎



智頭街道の人道防護柵

歩行者を交通事故から守るため、市では初めての試みとして、ペープフェンス(人道防護柵)を智頭街道(裁判所~智頭橋)の両歩道に整備しました。これで歩行者は安心して通れると大変好評です。なお、市では年次計画をたて、つぎつぎと交通安全施設を整備することになっています。

### 市営住宅



市では、住宅難を解消するため年次計画をたてて積極的に取り組んでいます。その一環として、賀露地内に市営住宅の建設を進めています。この計画は、42年から47年までに、同地内に約310戸

を建設しようとするもので、このたびそのうちの一部20戸の完成を急いでいます。なお、ことし中には約6,300万円をかけて、さらに40戸の建設を計画しています。





おごそかで盛大のうちに法要が終  
わりました。  
なお、法要のあとのアトラクシ  
ョンとして、若砂会有志の方々  
による舞謡(京の四季)が披露され  
ました。

## 霊よ安らかに

### 戦没者慰霊法要

市が主催して、五月  
十六日、市民会館で戦  
没者慰霊法要を行ない  
ました。

この日の法要には、  
約千四百人の遺族、関  
係者が参加し、約四十  
人の僧侶による読経が  
行なわれる中で、故人  
のめい福を祈りつつ、  
遺族の焼香が行なわれ  
ました。

## 交通反則通告制度 七月一日から実施

最高は一万円

### 軽易な交通違反の制裁金

七月一日から、飲酒運転、無免  
許運転など悪質なものを除き、比  
較的軽い交通法令違反には、これ  
までの罰金にかわって交通反則金

が徴取されることになりました。  
この反則金は、左の表に掲げる  
違反を犯した場合、警察官から反  
則切符(交通反則告知書)と納付

書が渡されますが、その告知書の  
内容に異議がなければ、八日以内  
に告知書に記入された反則金を日  
本銀行支店、代理店、または郵便  
局に納めることにより、手続が  
終わったこととなります。しかし、  
納めない場合は、告知書によつて  
指定された日時、場所に出頭し、  
状況を聞かれた後、正式に反則金

の納付が通知されます。その場合  
は十日以内に納付しなければなり  
ません。  
なお、この反則金を納めない場  
合と悪質な交通違反に対しては、  
従来どおり検察庁に送られます。  
ちよつとの不注意が大損のもと  
運転者は法令を正しく守つて、安全  
運転につとめましょう。

単位千円

反則行為等の種類		大型車	普通車	二輪車	原付車
速度超過	20以上25未満	10	8	6	5
	15以上20未満	8	6	5	4
	15未満	6	5	4	3
信号無視	止まれ	6	5	4	3
	点滅	5	4	3	2
通行禁止制限違反		5		3	2
通行区分違反		6	5	4	3
法定横断等禁止違反		5	4	3	2
追越し違反		6	5	4	3
路面電車後方不停止等		5	4	3	2
踏切不停止等		6	5	4	3
しゃ断踏切立入		8	6	5	4
優先道路通行車妨害等		5	4	3	2
横断歩行者妨害等		6	5	4	3
徐行場所違反		5	4	3	2
指定場所一時不停止		5	4	3	2
積載重量超過	10割以上	8	6	5	4
	5割以上10割未満	6	5	4	3
	5割未満	5	4	3	2
積載容量超過		5	4	3	2
整備不良	制動装置等	6	5	4	3
	尾燈等	5	4	3	2
安全運転義務違反		6	5	4	3
幼児等通行妨害		5	4	3	2
安全地帯徐行違反		5	4	3	2
高速通行路横断等禁止違反		6	5	4	
免許条件違反		5	4	3	2
通行帯違反	(通行区分)	4	3		2
	(追越方法)				
(高速通行路通行区分)		4	3		
右横断合図車妨害		4	3		2
指定横断等禁止違反			3		2
車間距離不保持		4	3		2
反則行為等の種類		大型車	普通車	二輪車	原付車
追いつかれた車両の義務違反		4	3		2
割込み等		4	3		2
右・左折合図車妨害		4	3		2
交差点優先車妨害		4	3		2
緊急車妨害等		4	3		2
駐停車違反		4	3	1	1
(高速通行路駐停車)		4	3	1	
無灯火	前照燈	4	3		2
	尾燈等	3	2		1
減光等義務違反		4	3		2
合図不履行		4	3		2
警音器吹鳴義務違反		3	2		1
乗車積載方法違反		4	3		2
定員外乗車		4	3		2
けん引違反		4	3		2
装置不良		4	3		2
泥はね運転		4	3		2
転落防止措置義務違反		4	3		2
停止措置義務違反		4	3		2
公安委員会遵守事項違反		4	3		2
高速通行路通行車妨害		4	3		
高速通行路緊急車妨害		4	3		
最低速度違反		4	3		
仮免許運転違反		4	3		
保管場所法駐車違反		4	3		1
軌道敷内違反		3	2		1
右横断方法違反		3	2		1
右・左折方法違反		3	2		1
警音器使用制限違反		1	1		1
制限外許可条件違反		3	2		1
原付けん引違反					1
運行記録計不備		3	2		
免許証不携帯		1	1		1

(注) 大型車(大型自動車・大型特殊自動車等) 普通車(普通自動車・軽自動車)  
二輪車(自動二輪車) 原付車(小型特殊自動車・原付自転車)

# 家庭奉仕員が

## お年寄りの世話をします

長く社会につくされたお年寄りの方々にこそ、豊かな生活をしてもらいたいものです。

市では、なんとか一人でも多くのお年寄りの方々に安心して毎日を過ごしていただければと、このたび老人家庭奉仕員制度を採用しました。



伊藤 肇 仕員

この老人家庭奉仕員（伊藤静枝さん）は、老衰、心身の障害、傷

病などで、しかも、そのお年寄りを世話をする者がいない、あるいは低所得のため世話することができない家庭をまわって、衣類の洗濯、掃除など身の廻りのお世話やいろいろの相談をうけたりします。

希望のご家庭は直接福祉事務所窓口か、あるいは電話、ハガキでもかまいませんから申し込んでください。順次訪問してお世話をいたします。

問い合わせは、近くの民生委員か市役所福祉事務所

（電②八一—二九九）へ

## きれいになった土手

### 婦団協の草刈りで

五月二十四日、市婦人団体協議会（小谷名香会長）の会員約千人が、市街地の中心を流れる袋川の土手の草刈りをしました。



婦団協の清掃奉仕

始めたのは十年前のこと。

それからは、毎年春、秋二回「川をきれいにしよう。」と市民に呼びかけ、率先して作業をつづけてきました。

会員はこの作業が、市民の郷土に対する愛情のよび水になれば……と、汗をながしていました。いまだに、川や土手にゴミを捨て不心得な人が多く……と、きたなく散らかっているゴミを見てさみしそうでした。

## 農業教室 農薬の安全基準

農産物中の農薬残留問題は、近年とくに社会問題として重要視されてきました。そこで国では、応四十三年度は四品目（りんご、ぶどう、きゅうり、とまと）について、五農薬（ピラチオン、C・DDT・パラチオン）の残留許容量の基準等を定めました。

安全基準にそった使用を行ないましょう。

なお、この使用基準に違反した場合は罰せられます。

**BHC** 収穫前七日間は使用禁止 使用回数は五回以内

**ぶどう** リンデンに限り使用し、露地面では収穫前三日間、施設物で七日間は使用禁止

**きゅうり** リンデンに限り使用し、露地では収穫前七日間、施設については三週間は使用禁止

### DDT

**ぶどう** 収穫前三カ月間は使用禁止とし、使用回数は一回以内とする

**きゅうり** 使用しない

### パラチオン剤

露地で乳剤、水和剤のものだけとする。

**ぶどう** は収穫前三週間、きゅうりは七日間、とまとは三週間使用禁止

**ひ酸鉛** ぶどうは使用しない

**ひ配石灰** きゅうり、とまとは開花始め以後は使用しない。

### 有機ひ素化合物

**ぶどう** 収穫前十日間は使用禁止とし、開花後は三回以内とする。

**きゅうり** 収穫前七日間は使用禁止

**とまと** 収穫前二週間は使用禁止とし、五回以内とする。

（市農林課）

## 市民会館だより

### おもな行事（予定）

十一日（火）十三日（木）

ワニ皮製品展示 即売会

十五日（土）市組合員慰安会

十六日（日）日本犬保存会鳥取支部研修会・

部支部総会

二十六日（水）労音六月例会

眞木利一、三浦洋一ピアノリサイタル

（会員制）

二十七日（木）七月一日（月）市民美術展

七月三日（水）参議院議員立会演説会

市民会館の使用は

電② 八七六四番 八七七五番へ 申し込みください。



# 市民美術展

(6月27日～7月1日)

## —あなたの作品をどうぞ—

市民の創作活動や美術文化の振興をはかるため、市および市教委が主催し、産経、日本海、毎日、読売、NHK、NKT、BSSの各報道機関の後援で、第七回市民美術展をつぎのとおり開催します。ふるつてご参加ください。

記  
会場 市民会館  
期 間 六月二十七日(木)～七月一日(月)  
出品の種類 日本画、洋画(版画、水彩画も含む)、彫刻、工芸、書道、写真、デザインのうち七部門  
出品の資格 市内に住所および職場をもつ者、および県東部の在住者(高校・大学・一般)  
出品規定 未発表作品で、一部門一人二点以内  
日本画 一〇〇号～三〇号額仕立  
洋画 一〇〇号まで額縁付版画、水彩画→四ッ切(全紙)  
彫刻 大きき制限なし  
工芸 芸 縦・横一・九以内  
書道 びょうぶ、額または軸仕立  
写真・デザイン 四ッ切(全紙) 枠張り

その他詳しいことは、市教委社会教育課へおたずねください。(電22八二一―三二〇番)へ

とっとり市報



**くらしの智恵**  
熱い湯は、高血圧に禁物  
ふるはおとなで四一～四二度が適温です。熱い湯は、高血圧の方には禁物です。  
ぬるい湯にゆっくりはいることが健康のもとです。

## 行政上の困りごとは

### お気軽にどうぞ

県庁、市役所、税務署、労働基準局、郵便局、電報電話局、国鉄、などの仕事について  
○なんとかしてもらいたい  
○こうすればよいと思う  
などの相談やご意見は、口頭か電話、手紙(簡単なもの)でもかまいませんから  
鳥取市円護寺  
行政相談員 村上善市さんへ(電22五三七三番)  
無料、秘密、親切に、かならず納得のいくようご相談に応じます。どうぞお気軽に—

194号

昭和43年6月5日

鳥取市総務課編集発行

(印刷) 中央印刷KK

## 紙上御礼

鳥取市社会福祉協議会

金10万円也	賀露町3区	重治殿
金2万円也	新島治町22	博喜殿
金5千円也	栗谷町22	昌男殿
金1万円也	二階町2丁目	繁昌殿
金2万円也	蔵田	剛殿
金1万円也	元魚町4丁目412	山根博殿
金1万円也	東大路62の2	石谷豊殿
金2千円也	吉方1の111	美喜忠殿
金1万円也	立川2丁目178の2	松本協弘殿
金5千円也	立川2丁目120	森岡信行殿
金3千円也	今町1丁目244	栗田吉長殿
金5千円也	竹生45の1	近藤正殿

これは、いずれも香典返しとして、市の社会福祉事業にとご寄附くださいました。つつしんで感謝申し上げます。

- 善意銀行だより
  - 民謡・手品(払出) 市身体障害者総会へ 梶親光民謡協会・影井秀明さん
  - 衣衣類(預託) 湖山町二本松 熊中保代さん
  - 自動車(払出) 市立母子寮へ地肥を運搬 下魚町38 大北甚市さん
  - 鯉のぼり(預託) 末広温泉町井上千代子さん他42人の方方から132点(払出) わかば保育所他10施設へ

訂正 5月分の紙上御礼中で松村陽子殿とあるのは、村松陽子殿のまちがいでした。お詫びして訂正いたします。

あなたの一票を正しく使いましょう

7月7日は 参議院議員選挙の投票日です

## お母さん ご存知ですか

袋代不要の10kgづめ徳用上米

国民金融公庫では、恩給、扶助料、年金の受給者を対象に、子どもさんの教育費、結婚費用、ある

昨年十月お米の配給制度が変わり、品目区分も内地米、徳用上米、徳用米の三区分となっております。

このうち、徳用上米(内地米五等、韓国米、加州米などを混合精米したもの)は大衆奨励米として、袋代を徴取しないで、十グラム入り、千百八十円の小袋詰め

で配給されています。

七月一日現在で次の調査が行なわれます。

商業統計調査 市内の卸・小売業ならびに飲食店などの実態についての調査

就業構造基本調査 その地域に住むひとびとの仕事の内容や就業のしかたについての調査

調査員がお伺いしたらよろしくお願いたします。

## 万に備え 市民交通災害共済 に加入を

加入者 1年1回払い 子ども・老人 300円  
一般 330円

保険金 死亡の場合 50万円  
ケガの場合 最高9万円

加入資格 本市居住者で、住民登録をしている人  
または、外国人登録をしている人

申し込みは 市役所市民相談室(1階)  
印かんをお忘れなく





# 必ずおとなの同伴を

## 水難事故 半数は小学生

これから水あそびの時期にはいります。県下で、昨年の夏、高校生以下のこどもの水難事故は29名で、うち15名の死亡者を出しています。

目だつのは、事故のおよそ半分が小学生で、ついで幼児とか中学生・高校生の順で、多くは水泳中に起きており、場所では海や河川が大部分を占めています。しかもこれらの事故のほとんどが、同行者や保護者がついていながら起きているというのは、お互いにじゅうぶん反省しなければならないことです。

同時に、学校できめられた場所、またはふだん行きついでないところへは行かせないこと、泳ぎを知らないことも同志の水泳や水遊びには、保護者や信頼できるおとなが必ず同伴することを忘れないでほしいと思います。

いっぽう、事故のほとんどが水難防止の用心がまったくされていない場所で発生していることをみても、こどもがよく遊ぶ川べりや用水池などには、サクやフタなどを設けるなど、危険な場所には、隣近所が協力して事故を防ぐようにつとめたいものです。



<県立・青年の家>

## 考える青少年に

### 鳥取砂丘を二える利用者

鳥取砂丘を訪れたかたは、砂丘の一角に緑の松林を背景に三角形の赤い建物があることに気づくことでしょう。本県にはただひとつしかない「県立鳥取青年の家」がこれです。

「青年の家」は、その名のように、青少年団体が研修や合宿、会議などに使用したり、砂丘散策の際の憩いの場所とな

るところで、五十名の青少年が宿泊できる設備やレクリエーションの用具を備え、健全なる青少年の育成を目的とした社会教育の施設です。

昭和三十七年九月に建設されたもので、「青少年が寝食をともにした規則正しい団体生活を体験する」場として毎年一万人を超える若人が利用しています。

## 県税(1) 自動車取得税

### 7・1日から取得価額の3/100

地方税法の一部が改正され、県税としてあらたに自動車取得税が設けられました。これは、自動車を取得した人が、その価額の百分の三を税額として計算し、知事に申告書を提出するときに税額を県の収入証紙で納めるもので、ことし七月一日以降に取得される自動車から実施されます。

有償、無償にかかわらず、一般に所有権を移転したときなどを行います。所有権留保のときは、売買契約の締結を取得とし、買主を取得者とみなされます。

★新規定 登録のとき「軽自動車」の使用届「届出」のとき「移転登録」をすべし。納期限、つまり申告期限は、取得の日から起算し、申告(報告)がなかつたときは、延滞金や各種加算金を余分に払わなければなりませんから申告期限は必ず守ってください。

6月の「家庭の日」 16日 第3日曜日

この調査は、わが国のすべての労働組合組織の実態を明らかにするため、六月三十日現在で実施します。調査には、県の労務事務所の職員が、各組合、事業所ごとにお伺いして行ないますが、わが国の労働組合の組織に関するものでは唯一の統計資料となるもので国内はもとより、広く海外にまで利用されています。

## 商業統計調査と就業構造基本調査

調査の方法は、知事が任命した調査員が、調査票を配布して記入をお願いいたしますので、ありのままを記入していただくようご協力をお願いいたします。

これは、福部村と日吉津村を除いた四市、三十三町村内の世帯について、最近問題になっている労働力の実態を正確にとらえて、雇用施策や経済計画、地域開発計画、失業対策、婦人労働力に関する諸施策等の資料とするものです。

5月号の本紙でお知らせした「県民歌」と「県章」の募集は、みなさんの関心が深いにもかかわらず、寄せられていたものが、そのしめきり日六月十五日が近づいてきました。

鳥取県に住んでいるかたのほか、鳥取県に縁故があるかたなら県外のかたでも応募することができます。賞金は「県民歌」も「県章」も、採用したものは一篇または一篇について各二十万円、佳作には各三万円、佳作をさしあげます。

近、造林がふるわず木材生産が頭打ちの状態にあるのは、一つには労働力の不足があります。そこで、県民連や、木材協同組合連合会、山林樹苗協同組合の三団体が、さる四月二十日から林業労働者共済事業をはじめました。

この共済事業は、林業労働者と雇い主が互いに掛金を積み立て、それに県や市町村の補助金を加えて、年末に一時金を支給しようというもので、林業労働者の福祉

## 保険料の免除も受けられる

### 国民年金V 申請は7月中旬

被保険者のなかには、いろいろな事情で保険料を納める余裕のない人もあります。そういう人たちのために、ほかの年金制度にない保険料の免除制度が設けられています。国民年金の特別徴収、一定の条件を受けられる資格のあるかた

また生活保護法の生活扶助を受けているかたなどが該当するもので、これらの事由に該当している間は免除されます。

後者のほうは、なにかの事情で収入のみがなくなったり、収入が少なくなると、つぎの場合は申告書を知らずに提出しなければなりません。

「新規登録」登録のとき「軽自動車」の使用届「届出」のとき「移転登録」をすべし。納期限、つまり申告期限は、取得の日から起算し、申告(報告)がなかつたときは、延滞金や各種加算金を余分に払わなければなりませんから申告期限は必ず守ってください。

この調査は、わが国のすべての労働組合組織の実態を明らかにするため、六月三十日現在で実施します。調査には、県の労務事務所の職員が、各組合、事業所ごとにお伺いして行ないますが、わが国の労働組合の組織に関するものでは唯一の統計資料となるもので国内はもとより、広く海外にまで利用されています。

## 林業労働者に共済制度

### 六十日以上の賃労に一時金



近、造林がふるわず木材生産が頭打ちの状態にあるのは、一つには労働力の不足があります。

向上と労働力の安定確保を図るうえに大いに役立つものと思います。

ことしは明治と改元されて百年目にあたります。各地で盛りだくさんの記念行事が行なわれるなかで、緑化事業がどこでも主要な行事の一つになっているのを見ても、緑を育てるというものが、どんなにたいせつであるかを物語っていると思います。

この共済事業は、林業労働者と雇い主が互いに掛金を積み立て、それに県や市町村の補助金を加えて、年末に一時金を支給しようというもので、林業労働者の福祉

## 林業教室の開催

林業後継者づくりの第一、林業教室を開催いたします。

対象とする人は、県内に居住するおおよそ三十五歳以下の山村中堅青少年で、市町村長

の推薦を受けた男女あわせて四十名。

第一回は、育林・林木評価・見学などについて七月下旬に八日間、第二次はシイタケ栽培・林業機械などについて八月下旬に五日間と申しこんでください。



旅費、宿泊費、食費、研修テキスト、視察に要する経費などは県が負担。希望者は各地方農林振興局林業課または担当の林業改良指導員に早目に申しこんでください。

## 貯蓄はあなたの希望のかけ橋です

### 貯蓄増強・6月特別運動

県政についての不満・要望はお気がるに「県政相談」へ。(県庁階層民室内) 電話・手紙 直接どんな方法でもけっこうです。



# ととり市報

## 二十周年を迎えた 鳥取市の消防(新制度)

消防組織法をもとに、鳥取市に新しい制度の消防が発足したのは昭和二十三年六月十六日でした。当時は、消防本部を市役所内に、消防署を東町に設置して、三十六人の職員と三台の消防自動車で火災予防と消防活動に取り組みました。その後、昭和二十六年には危険物の保安や取締りなどの仕事が増え、二十七年には地獄と化した鳥取大火、二十八年には週辺十五村の合併による活動範囲の拡大など、消防活動の目まぐるしい変化のなかで、鳥取市の消防は二十歳を過ぎました。そこで、成長した鳥取市の消防体制を表によりお知らせします。

### 発足当時の消防体制

消防本部	三一人
分遣所	五八
消防職員	三一人
消防員	五八

### 現在の消防体制

消防本部	二一人
予備消防士	二〇人
特設消防隊	四〇人
手引きガンリンポンプ	四六人
隊員	三三六六

### 消防分団

消防分団	一、三二六
消防員	七〇台
消防ポンプ自動車	一一
三輪ポンプ自動車	一一
手引動力ポンプ車	四三
可搬動力ポンプ	一四



## 市の施設めぐり 下水道施設を見る会

### 会員募集

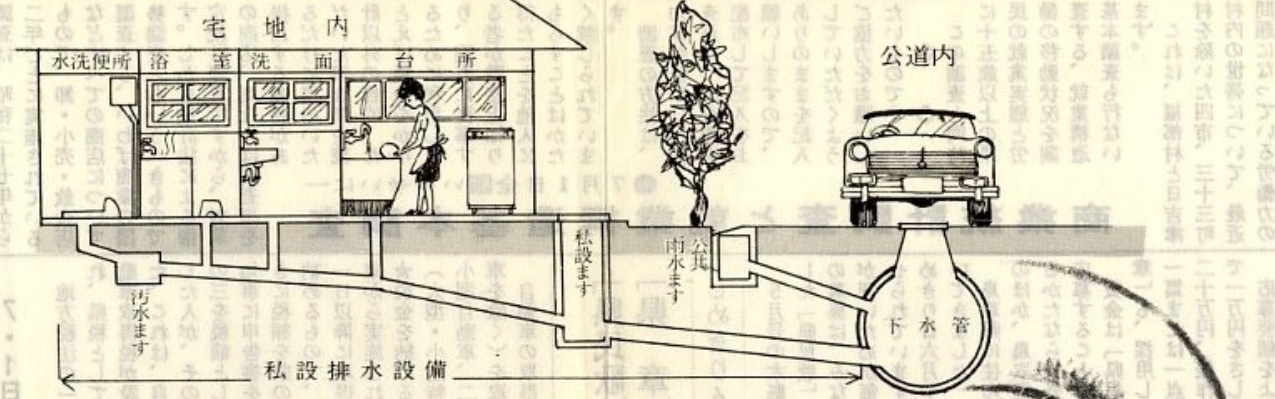
下水道の心臓部ともいえる中継ポンプ場や終末処理場の維持管理、敷設管の整備や管理には、建設費に劣らない多額の費用がかかります。そこで、この経費をどのように確保するかが、早急に考えられなくてはならない問題となっています。今回はそれらの問題を取り上げることになります。

日時 七月十一日(木曜日)午後二時から

巡回施設(おもなもの)  
城北浄苑、玄好町下水ポンプ場

締切日 六月三十日まで

希望者は往復ハガキに住所、氏名、返信用宛名を記入のうえ、鳥取市尚徳町一六 市役所総務部庶務課広報係へ申し込みください。(一人一通のみ)なお、希望者が多いときは、抽選により決定し、抽選もれの方は次回(一週間以内)にご案内します。



## 各家庭の排水設備は早目に

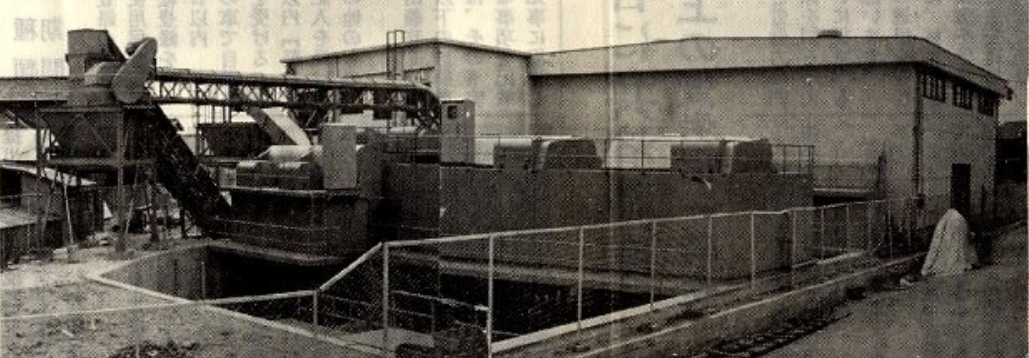
袋川右岸地域の各家庭では、いよいよことし十月(予定)から、下水道を使用していただけることとなりますが、そのためには、各家庭からのし尿や汚水などが下水道管に排出できるよう、排水管、私設ます等の私設排水設備(上図参照)を、下水道管に接続しておいていただくことが必要です。

なお、私設排水設備は、排水区域内では、下水道法で全戸が整備するよう義務づけられております。この工事は、設計施工等について、市下水道課の確認、検査が必要となります。とくに、排水区域は、新築や模様替えをされるような時には、同時に私設排水設備を完備しておかれるのが望ましいことです。

### 工事費を安くあげるには 町や班でまとまって施行を

私設排水設備の工事は町内会や班などでまとまると、材料の一括購入、人夫賃等の有効利用ができますので、工事費も安上がりとなります。市では、なんとかみなさんの負担が少なくて済むように、いろいろ便宜をはかることにしています。この工事に伴うものは、下水道課(電話二八一)一―内線二四二番)までご連絡ください。

なお、水洗便所にするための改造資金等の融資については、現在、検討していますので、しばらくお待ちください。



## ポンプ場

市街地に網目のようにはりめぐらした管渠からのし尿、汚水、雨水等を、平常時は汚水ポンプ(3台)で終末処理場(城北浄苑)へ、また、大雨などで急に水量が増えたときは、雨水ポンプ(3台)で袋川へ排水します。

なお、この中継ポンプ場の建設には、約3億1千万円をかけています。

# 鳥取市の下水道

## もつすぐ運転開始

下水道は、健康都市の建設に欠くことのできない基本的な施設です。市では、各家庭が、し尿や汚水をかかえたままの生活からぬけだし、また、大雨などによる浸水を防ぎ、清潔でしかも安心して生活が送れるよう、昭和二十八年から下水道工事にとりかかっており、一刻も早く完成をたて、昭和三十三年に下水道緊急整備五カ年計画をたて、強力にこの事業を進め、今までに約七億四千万円をかけて、袋川右岸地域を中心に約四万戸の下水道管の敷設と、し尿等を終末処理施設に送り込む中継ポンプ場の新設、また、終末処理場「城北浄苑」の拡充整備など、年次計画をたてて工事をすすめてきました。

この結果、袋川右岸地域は、ことし十月を目標に供用開始(ポンプ場、終末処理場の運転)をすることになりました。

そこで今回は、みなさんの家庭からし尿や汚水、雨水等を下水道を利用して排出するための私設排水設備をしていただくことと、排出されたし尿等が、どういった経路で処理されるかについてお知らせします。

## 終末処理場「城北浄苑」

汚水幹線で送られてきたし尿等は、沈砂池→ポンプ井→集水槽→分配槽→最初沈殿池(ここで汚泥等は別に消化槽に送られ処理される)→高速散水床→ポンプ室→最終沈殿池→混和池をとおって浄化され袋川へ放流します。

なお、この処理場の建設費は約3億2,800万円をかけています。

